

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第31号

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中央卸売市場業務条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の 1 条を加える。

（市長による食品等持続的供給法に係る公表）

第12条の 2 条例第15条第 3 号の規定による公表は、省令第 3 条の 2 の定めるところによる。

第13条中「第15条第 4 号」を「第15条第 5 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 6 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。